

## 審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
1 開会	
司会（小澤課長）	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから第5回久喜市自治基本条例策定審議会を開催させていただきます。委員の皆さまには会長より会議開催のご案内を申し上げましたところ、多数ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます自治振興課長の小澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>進行の前に1点ご報告がございます。去る8月25日に当審議会の委員でございました布川芳子様が病気のために逝去されましたので、ご報告申し上げます。心より哀悼の意を表したいと思います。</p> <p>それでは、早速進行に入らせていただきます。本日の出席者は19名中16名でございます。過半数を超えており審議会は成立しておりますので、ご報告申し上げます。また、本日の傍聴者でございますが、2名の方にご入室いただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。本日の資料は既に郵送でお送りしてございますが、まず1点目として本日の次第、その他に資料1として「（仮称）久喜市自治基本条例骨子案」、資料2として「パブリック・コメントの結果」、少し厚い横長のものがございます。また、報告1として「第3回久喜市自治基本条例策定審議会会議録」、報告2として「第4回久喜市自治基本条例策定審議会会議録」でございます。</p> <p>皆さま、お手元でございますでしょうか。また、出席委員でございますが、17名に訂正をさせていただきます。</p>
2 あいさつ	
司会（小澤課長）	<p>それでは次第の2でございます。</p> <p>小林会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
小林会長	<p>おはようございます。</p> <p>これまでにご審議していただきました内容に対しまして、パブリック・コメントが終了しました。今日はそれをご検討いただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。</p>
3 議題（1）条例（案）の検討について	
司会（小澤課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして次第の3でございます。議事の進行につきましては、久喜市自治基本条例策定審議会条例第7条の規定により、会長が議長を務めることと定められておりますので、小林会長に議事をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは小林会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>早速、開始させていただきます。</p> <p>最初に今日の会議録署名人ですが、順番はどうなっていましたか。</p>

発言者	会議のてん末・概要
事務局(小澤課長)	鈴木委員と田中委員をお願いします。
議長(会長)	<p>田中委員と鈴木委員、よろしいでしょうか。では、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では早速、内容に入っていきたいと思います。</p> <p>まず、パブリック・コメントの状況を事務局から説明いただいて、その内容を話し合いたいと思います。事務局からパブリック・コメントの結果の報告をお願いいたします。</p>
事務局 (宮澤課長補佐)	<p>それでは、パブリック・コメントの実施結果につきまして、ご説明させていただきます。配布いたしました資料の2「市民意見提出制度(パブリック・コメント)の実施結果」をご覧いただきたいと存じます。</p> <p>パブリック・コメントにつきましては、前回の審議会でご説明をさせていただきましたとおり、8月15日から9月13日まで30日間、資料1の骨子案を市民参加コーナー、それから市のホームページにおいて公表いたしまして、市民の皆さんからのご意見を募集したところでございます。資料2は頂戴したご意見を集約したものでございまして、40名の方から72項目にわたるご意見を頂戴してございます。</p> <p>それから、後ろの別冊、資料「(仮称)久喜市自治基本条例骨子案に対する提出意見」は、いただいた全文でございまして、目次に「1市内」「2市外」「3その他(参考意見)」とございますが、このうち「1市内」「2市外」について資料2に要約してございます。「その他(参考意見)」につきましては、募集にあたりましてお願いしております要件、住所、氏名の記載がございませんでしたので、パブリック・コメントの意見としては取り扱いません。一応、参考として皆さまにお配りしたものでございます。</p> <p>それでは資料2を順に、概略をご説明したいと思ひます。資料では「1条例全般」に対するもの、「2条例の構成・表現」に対するもの、「3個別の条文」に対するもの、「4項目の追加」、「5その他の意見」ということで、5つに分類してあります。</p> <p>それから、複数の方から同様のご意見をいただいた場合につきましては1つにまとめ、お1人から複数のご意見をいただいた場合には分割して、今申し上げた5つの項目に分類して集約をしたということでございます。</p> <p>また、意見につきましては、内容を要約してございますので、実際にいただいた意見の文面そのままということではございません。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、1番目の条例全般に対するご意見でございまして。</p> <p>まず1番目、「条例の存在意義や意図が見えない」ということで、条例制定そのものを止めるべき」というご意見でございまして。</p> <p>それから2番目、「最高規範としての重要性が読み取れないのではないか」というご意見でございまして。</p> <p>3番目、「市民、議会・議員、市長等、あるべき姿を丁寧に条文化すべき」というご意見でございまして。</p> <p>4番目、「直接民主主義に反対」「議員の選挙により市政参加をし</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>ている」というご意見でございます。同様のご意見は複数いただいております。全部で11名の方から頂戴しております。</p> <p>それから5番目、「市民向けのシンポジウムが省略された」という意見でございます。旧久喜市ではそういったことがあったという、その辺の経緯についてのご意見でございます。</p> <p>それから6番目、同じく「旧久喜市の自治基本条例と比較して、内容が簡略、後退しているのではないか」というご意見でございます。</p> <p>次に3ページでございます。条例の構成・表現等についてのご意見をまとめてございます。</p> <p>まず1番目、「第2章の章名を「基本理念」に訂正すべきではないか」というご意見でございます。</p> <p>2番目、「章の入れ替えの提案」でございます。骨子案で第6章になっている「議会等の責務」を前に持ってきて第4章、以下「市長等の責務」「市政運営」を繰り下げるというご意見でございます。これも同様のご意見ということで、複数の方、5人の方から頂戴しております。</p> <p>3番目、「3章の28条の（条例の位置づけ）を総則に入れるべき」とのご意見でございます。</p> <p>4番目、全体的な語尾の表現に対するご意見でございます。</p> <p>5番目も同じく、語尾の表現を修正するというご意見でございます。これは複数の方から個別の条文について、7人の方のご意見をまとめたもので、それぞれの方がそれぞれの条文についておっしゃっているということでございます。</p> <p>次に5ページ、3つ目の個別の条文についてのご意見でございます。まず①前文でございます。6つに整理してございますが、それぞれお考えがございまして、個々にご意見、修正意見をいただいております。</p> <p>それから3番目については、お二人の方から同様の意見をいただいております。</p> <p>それから、4番目は3人の方から頂戴しております。</p> <p>6番目は、基本的に条例反対の立場からのご意見ということでございます。</p> <p>飛びまして8ページ目、②第1条（目的）に対するご意見でございます。文言の修正のご意見ということでございます。</p> <p>次に、③第2条の（定義）でございます。</p> <p>まず、「市民」の定義についてでございますが、9番目に「活動しているもの」ということについて、「特定の意図を持った団体が組織的に市政に関与する恐れがあるのではないか」というご意見です。これは複数の方、7人の方からいただいております。</p> <p>次に10番目、市民を「日本国籍を持つ住民に限定すべき」、「外国人の市政参加は外国人参政権につながるのではないか」ということで、これも複数の方、16人の方からのご意見でございます。</p> <p>11番目、第18条の情報共有に関連して、同じ内容ですが、「情報漏えいにつながるのではないか」というご意見でございます。</p> <p>次に12番目は「納税者」、それから13番目が「選挙権を有する者」、市民の定義をそれぞれこういったこととのご意見でございます。</p> <p>14番目は、「市民」「事業者」「市民等」に分けて定義すべきで</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>はないかというご意見で、これも複数の方、4人の方からいただいております。</p> <p>15番目、「参画」の定義についての修正意見で、複数の方、2名の方からいただいております。</p> <p>16番目、「新しい公共の原則」というのは不要ではないかというご意見でございます。</p> <p>続きまして12ページ、④第3条（基本原則）についてでございますが、人権尊重についてのご意見でございます。</p> <p>次に⑤第4条（市民の権利）についてでございます。18番目と19番目は、市民の権利は不要であるとのご意見でございます。</p> <p>20番目と21番目は、それぞれ条文の修正と追加のご意見でございます。</p> <p>次に14ページ、⑥第5条（市民の責務）についてでございます。</p> <p>22番目は、「まちづくりへの参加は責務ではない」というご意見です。</p> <p>それから23番目は、文書追加のご意見で、これは複数の方、2名の方からいただいております。</p> <p>次に、⑦第6条（市長の責務）でございます。</p> <p>24番目は、市長の設置という項目を設けるべき、それから文言の修正意見ということでございます。</p> <p>25番目は、「公正」という言葉を追加して欲しいというご意見で、これは複数、2名の方でございます。</p> <p>それから26番目は、「市長の責務は不要である」とのご意見でございます。</p> <p>27番目は、職員に対する責務を一緒にというご意見でございます。</p> <p>次に17ページ、⑧第8条（職員の責務）についてでございます。</p> <p>28番目は、文言の追加、修正のご意見でございます。</p> <p>29番目は、構成の変更とそれから文言の修正の意見でございます。</p> <p>次に18ページ、⑨第11条（行政手続）について、文言の追加のご意見でございます。</p> <p>次に、⑩第12条（意見・要望・苦情等への対応）についてでございます。内容の追加、それからオンブズマン制度の導入について、ご意見をいただいております。</p> <p>それから20ページ、⑪第13条（財政運営）でございます。</p> <p>32番目は、詳細な条文の修正、追加のご意見をいただきました。</p> <p>33番目は、事業仕分けと外部監査制度の導入についてのご意見でございます。</p> <p>34番目も文言の追加でございます。</p> <p>35番目は、「具体的な記述をするべきではないか」というご意見でございます。</p> <p>次に22ページ、⑫第16条（議会の責務）、第17条（議員の責務）でございます。</p> <p>36番目は、議会の設置規定の追加、それから条文の修正意見でございます。</p> <p>37番目は、複数の方から、3名ですが、条文の修正意見ということで、同じ内容のものをいただいております。</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>38番目は、同じく条文の修正意見でございます。</p> <p>次に24ページ、⑬第22条（コミュニティ活動への支援）でございます。「不平等な取り扱いの禁止」というような文言を追加すべきというご意見でございます。</p> <p>次に、⑭第23条（市民の市政への参画）についてでございますが、いずれも第2条の市民の定義に関連して、特定の団体、それから外国人参加に対する反対のご意見ということでございます。</p> <p>次に26ページ、⑮第25条（住民投票）でございます。</p> <p>42番目は、「住民投票の基準を明文化すべきではないか」というご意見でございます。</p> <p>43番目は、複数の方からのご意見で、いろいろな住民投票の請求の要件をそれぞれいただいたのですが、一応ここにまとめてございます。8人の方のご意見ということで、それぞれ10分の1などいくつかあったのですが、要件等をまとめて、1つの項目として出させていただいております。基本的には、審議会で結論をいただいている案件でございますので、そういったこともありまして、まとめさせていただきました。</p> <p>44番目は、義務規定にするべきではないかというご意見でございます。</p> <p>45番目は、同じく市民の定義に関連してでございますが、複数の方、11人からです。定義でも申し上げましたが、「外国人参政権につながる住民投票ということで反対」というご意見でございます。</p> <p>46番目は同様に、「災害時などは無理」というご意見でございます。</p> <p>それから29ページ、⑯第26条（広域的な連携及び協力）でございます。47番目は、2名の方から「日本文化の尊重を先に」というようなご意見でございます。</p> <p>48番目も、「国益優先を明記すべき」というご意見でございます。</p> <p>次に30ページ、⑰第27条（条例の実効性担保・運用）でございます。</p> <p>49番目は、2名の方から見直しの期間について、ご意見をいただいております。</p> <p>50番目は、同じく2名の方から、推進委員会についてのご意見でございます。</p> <p>次に、⑱第28条（条例の位置づけ）でございます。</p> <p>51番目は、3人の方から、項目の入れ替えと「最高規範」という文言の追加、修正のご意見をいただきました。</p> <p>52番目は、6人の方から、逆に「最高法規的な位置づけは反対」というご意見でございます。</p> <p>それから32ページ、4つ目の項目の追加でございます。</p> <p>1番目は、「自治」という言葉について定義すべきというご意見でございます。</p> <p>2番目は、市民の定義の中でもあった意見ですが、2名の方から、「事業者を分けて、その責務を追加すべきである」というご意見でございます。</p> <p>3番目は、2名の方から、「公益通報」について入れるべきというご意見でございます。</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>4番目は、「政策法務」についての追加のご意見でございます。</p> <p>5番目は、コミュニティのところ「地域自治」というような言葉の追加をお願いしたいというご意見でございます。</p> <p>6番目は、「子どもの権利についての規定を設けるべきではないか」というご意見でございます。</p> <p>それから最後34ページ、一番後ろでございます。「その他の意見」ということで、条例の骨子案に対する直接のご意見というよりは、市政に関してのご意見ということで、市長への提言、それから財政運営、職員の資質の向上の3つについてご意見をいただいております。一応「その他」ということで、参考として載せてございます。</p> <p>以上、ご意見の概要でございます。</p> <p>それから、前回の審議会でもご説明したかと思いますが、これらのご意見につきましては、これから皆さまにご審議をいただきまして、それらの意見を踏まえまして、いま右側は空欄になっておりますが、市の考え方をまとめて、市の考え方、さらに条例案を修正した場合の修正内容を、骨子案と同じように市のホームページ等で公表させていただくということになってございます。</p> <p>以上、パブリック・コメントの実施結果についての説明でございます。よろしくお願いたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>まず、進め方をどうしますか。個別にやるのか、項目別にやるのか、そういうこともあるのですが、その前に、全体のパブリック・コメントについて質問があれば、出していただきたいと思っております。</p> <p>いかがですか。</p>
鈴木委員	<p>こういう形でのパブリック・コメントで、40人から72項目、これは大変な数ではないかと思っています。気になっているのは、久喜市では前からあったわけですが、それに対して後退しているのではないかという意見があることです。この後退しているということについては非常に我々、審議委員としては考えなくてはいけないのではないのでしょうか。</p> <p>そういう意味では、本当はそれぞれ皆さんのご意見をお伺いしたいところですが、特に座長はどのように考えているのか、少しお伺いしたいんですが。</p>
議長（会長）	<p>申し訳ないですが、会議を私の発言で左右するのは控えさせていただくということで、これまでも私から積極的な話はしないで、最終的な参考意見で事例をお話ししているだけなので、それは勘弁していただけませんか。</p>
鈴木委員	<p>感想です。いろいろ審議会を経験されていると思うのですが、前回より後退しているということで、この審議会は市民の皆さんから見られているんですね。</p>
議長（会長）	<p>皆さんというよく分からないのですが、そういう意見があるということですね。</p> <p>皆さんにご審議いただいた中での感想もあるでしょうし、我々は、</p>

発言者	会議のてん末・概要
井上委員	<p>ワークショップで作上げたものを審議しているので、審議会が全部、白紙から作るものではないという、その作り方自体の問題もあるので、一概に後退をしたと言えるかどうかと思います。</p> <p>それと、合併をしてこれまで自治基本条例がなかった自治体があるわけですから、そういう自治体との兼ね合いの中で、ワークショップができていくということですので、後退しているという言葉はどう取ればいいのか、私は難しいと思います。</p> <p>一般的な自治基本条例であれば、少なくとも前回より良くするために、議会でも色々な質問がされて、改正案ということになります。自治基本条例を作って、合併も何もしないで、白紙に戻して作り直すというのは、今までほとんどないんですね。</p> <p>ただし、条例の中で問題点があるから改正をするということで、実は、逆に改正したからマイナスだという自治体もあるんです。</p> <p>皆さんのこれまでの審議の中でも、例えば、地域によってはやっていないコミュニティなどもあるわけです。そうすると一番高い地域に合わせれば、やはりそれは難しいということになります。</p> <p>そうすると、平均的なものになる場合に、旧久喜市の事例と比べて落ちているという部分が出てくることがあるかも知れません。それをどう思うかと言われると難しいです。</p> <p>条例ではおそらく、市として1つの形を作ろうと、前の久喜の条例もそうでしたが、こういう形で一種の箱物を、市として形を作ったんだという延長上で、この条例というのはできていて、どういう方かは分かりませんが、今回の40名の方、かなり多数の方から出されたということは、非常に興味があると思います。</p> <p>ただいま鈴木委員が言われた「後退」というのも、私は理解できるんです。というのは、さっき言ったように、これは最初から箱物的なもので、ただ「金科玉条に作りました」というだけではなく、前に会長が言われたとおり、これは作っただけではなくて、あとの運用の仕方が問題であると思います。つまり、それをどうやるかということによって、後退するか、後退しないかというような考え方があって思うんです。</p> <p>ただ、私が違う意見を持っているのは、この条例というのは箱物的なものだけでも、日本経済全体、各市も財政が非常に厳しくなって、職員さんとか議員さんが好きな形でもできていたことができなくなったから、市民を巻き込んでやろうということかと、私も少し思っているのです。</p> <p>それから、もう1つの意見としては、市民がかなり高学歴化し、関心の強さ、市政に対する色々な意見をお持ちになったため、ある面ではこういうものもやむを得ず、やらざるを得なくなってきたのではないかという感じがしているんです。</p> <p>ではこれをどうするかということ、この条例というのをどうやって、私ども委員がこのパブリック・コメントの内容をつかんで、どうやっていい久喜市、いわゆる住民にとっていい久喜市にもって行くかというのが、条例作りの骨子だと私は思います。</p> <p>それとここまでは全般的ですが、私はそういうことを踏まえた上で、もっと細かくお話しさせていただくと、1つは第9章が「参加と協働の推進」と書いてあるのですが、これも少しおかしいと思いま</p>

発言者	会議のてん末・概要
竹内委員	<p>す。「参加」と書いてあって、内容が今度は「参画」になっています。「参加」と「参画」というのは意味が違う。しかし、内容的には「参画」になっている。細かいことを言いますが「参画」というのは、民主主義である以上、議員さんはいるんだから、「参画」も限度があるんです。</p> <p>だから、この条例に基づいて、我々市民が意見を述べるような場をどういう形で作るかというのが、私は大きな課題ではないかと思っております。</p> <p>実は、私はもともとパブリック・コメントにつきましては、前回か前々回に言ったと思うのですが、あまり肯定的な考えを持っていません。</p> <p>というのは、今回出された40名、72項目を見ましても、だいたい内容は最初から予想されていたことです。外国人の参政権といった問題は、中身はだいたい分かっていたものですから、私はあまりパブリック・コメントについては評価していなかったわけです。</p> <p>ですから私は、前にワークショップを久喜市でやったものから、相当の意見が出ていまして、相当いい意見だと思っています。</p> <p>それで、最初に出た「後退している」と言うけれども、私は逆だと思うんです。全然、後退していないし、逆にパブリック・コメントについて、私が言いたいのは2つあります。</p> <p>1つは、今まであった久喜市の条例を知っているのかどうか。知っていたら条例に載っている言葉、例えば「市民」の定義などの内容について、とやかく言うのは控えるべきではないかということです。</p> <p>それからもう1つは、これは言っている人が知っているのかどうか分からないんですが、税金の話があります。特に、外国人が税金を払っていないのではないかと言うんですが、住んでいれば多分、税金は払いますね。だから、税金を払っていないという議論をしている人がパブリック・コメントでもありますが、それを作為的に言っているのかどうか。</p> <p>それから、外国人についても、当然、在日外国人というのはほとんど韓国人、朝鮮人や中国人が多く、アメリカ人とかフランス人は少ないわけです。それを犯罪のときに使って、人数が1位、2位とか書いていますが、これは作為的だと思います。</p> <p>ですから、私ははっきり言って、40人のコメンテーターがどういう思想を持っている方か逆に聞きたいということで、私はあまりパブリック・コメントというのは重視していません。</p> <p>それで「後退している」と言いますがけれども、何が後退しているのか書いていません。私はそういう点では、先ほど鈴木委員が言われた「後退している」ということについては、失礼だと思うんです。委員に対して、皆さんに対して。私も後退していると言われたら、絶対「後退していない」と言います。以上です。</p>
議長（会長）	他にありますでしょうか。
佐世委員	今、井上委員さんや竹内委員さんがおっしゃったことと基本的に同じ部分が多いんですが、思想的というか、1つの印象ですが、一方で現法律体系を保守的にきちんと守って、そこから出ない考え方の人た

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>ち、これを思想というか何というか分かりませんが、そういう人たちと、一方でそこは飛び越えてというか、もちろんそれを前提としているんですけども、さらにそこから乗り出してできるところまでやろうという意識の人たちと、極端に大きく分けると、そういう人たちから市民は成っていると思われます。</p> <p>それで、ほとんどの人は、そういうことに無関心であったり、意識はしていないんだろうと思いますが、こういうパブリック・コメントなどを求められると、そういう意識を持っている人たちが発言をしてくるということだろうと思います。</p> <p>では、それが多数派なのか少数派なのか分かりませんが、その上で、パブリック・コメントをどの程度考えるかということは、確かに竹内委員がおっしゃるように問題があると思います。</p> <p>一方で、ここで自治基本条例を作る時に、今、申し上げたような非常に極めて保守的な考えと、そこから少し進んだ考え方、半歩でも一歩でも、可能な限り踏み出てやっという立場のどの辺りで、僕たちはこれを考えていくのかということが、多分、問われているんだろうと思います。そういう印象を持ちました。僕自身、少なからず難しいということをおし上げておきたいと思ひます。</p> <p>それでは全体の話ですが、私は質問されても言ひたいことはまず置ひて、それを言ひてしまうと終わりだということなので、敢えて言ひないでこれまで来ているのですが、進め方ですが、いかがでしょうか。</p> <p>この意見を全部、一緒に並べてやると混乱してしまうので、事務局が法令全般など1、2、3、4と整理してくれたものがせつかくありますから、その項目ごとにご意見を言ひしていただくという方法を取った方がよいと思ひますが、どうでしょうか。</p> <p>一つひとつやっというくと、例えば、住民投票は我々が何度も会議の中で議論していただき、このためだけにある意味では会議を開いてもらったこともありますので、皆さんのお考えもはっきりまとまっておられると思ひますし、市民も議論をして、ある意味で何度も重ねておりますので、だいたいの合意はできていると思ひます。</p> <p>それを突き崩すような意見なのかどうかということで見えていただくということと、全くこれまで考えていないところもあります。あと、指摘はされてい、今日以降でやろうという話などもあります。</p> <p>大きな基本と具体的な中身と、条文の文書の「てにをは」を直そうという意見もかなりあつて、「べき」論や「努める」という努力規定ではないところをきちんとしようではないかというご意見もあるのですが、そういうところはこちらも気がついてい、最後に対応することにしてあります。</p> <p>それぞれ温度差が各項目で違ひますから、項目ごと一括して議論をフリーでしていただくということをお願いできればと思ひますが、どうでしょうか。よろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
平澤委員	<p>基本的には会長のお話でよろしいですが、市民に対する意見が多いのと、その市民の権利と責務について、これは関わっているのではな</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>いかと思うので、ここは定義と併せてやっていただいた方がいいと思います。</p> <p>それでよろしいですね。これは関わってしまいますよね。では、そういうことで進めさせていただきます。</p> <p>まず、条例全般についてのご意見の中で、これに対して、我々が全部回答するというよりも、もう議論をしたところもありますので、まず1ページ目から2ページの項目で、皆さんのご意見、質問等があればいかがでしょうか。</p> <p>2番目の理念が読み取れないということについて、これは審議会で議論している部分で、前文を簡明にすることは皆さんにある程度ご議論いただいている部分で、それを考えた時に、こういうように読み取れないという意見を採用するかどうかというのは、再度討議をするよりも、皆さんでお考えいただければ十分だと思います。</p> <p>また、この審議会に対する意見というよりも、条例案に対してのご意見ですから、本来、我々が受けるべきかどうか分からない部分もあります。例えば、シンポジウムをやったらいいのではないかという意見については、我々には開催権もないのですが、こういうことは、本当は事務局、市の方でそういうシステムを作ったんですから、お答えいただければいいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。だいたい議論されているのがほとんどで、今日全部終わるかどうかわかりませんが、もし最後まで行って時間があれば、元にお戻りいただいて気がついたところをということで、関連で出していれば結構です。構成とかの関係はよろしいですか。</p> <p>では、3ページ目から4ページはどうでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
田中委員	<p>3ページ目の5番ですが、骨子案を見ますと「努めます」というのが非常に多いです。行政というものは、私も行政経験があるんですが、「努めます」というのは、一般的にちょっと分からないんです。</p> <p>「やる」とか「やらない」とか、もう少し断定的な表現の方がよろしいのではないのでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>確か、今までの議論でもそういうご指摘がありました。それは最後にということをお願いします。他にいかがですか。</p> <p>私も気がつかなかったんですが、この中で、なるほどと思ったのは、順番がおかしいのではないかという意見です。これは1条ずつ読んでみると全然問題ないんですが、全体から見ると章の順番がどうかという議論です。</p> <p>こういうことは今まであまり考えないで、というより、そこまであまり審議が入っていないということもあるのですが、ある意味では重要なかもしれません。具体的な章立てですが、いかがですか。</p> <p>事務局の意向をお伺いしたいんですが、2番目と3番目などは条文の順番ですよね。パブリック・コメントの意見ですが、どうなのでしょう。</p>
事務局 （関根参事）	<p>今の関係ですが、この骨子案は、旧久喜市の自治基本条例により組み立てをさせていただきました。</p>

発言者	会議のてん末・概要
藤岡委員	<p>旧自治基本条例の並びと申しますか、その順番で第1章から申し上げますと、第1章が「総則」、第2章が「基本原則」、第3章で「市民の権利及び責務」、第4章に「市等の責務」というものがありました。この「市等の責務」の中に、例えば「市長の責務」ですとか、「職員の責務」ですとかということが書かれていました。それに続きまして、第5章として「市政運営」、その次に第6章として「議会等の責務」ということで並んでいました。</p> <p>その並びで、今回の骨子案は作らせていただいた経緯がございます。ただ我々も、このご意見を見させていただいて、こういう案もあるのかなということで、考えているところもございます。</p> <p>また、例えば地方自治法などの組み立てを見てみますと、議会と市長の関係、執行機関の関係というのは、地方自治法でも、市民の規定が先であって、その次に議会の規定があって、そのあとに執行機関の規定という、自治法上ではそういう並びをしている関係もございしますので、この辺の変更というのも、考え方によってはあるのかなとも考えております。</p> <p>これは、佐世先生にお伺いした方がいいですか。</p> <p>今、関根さんのご説明で、議会の責務を先に持っていくというような並びに変えたとしたら、それを我々はどういうふうに解釈しますか。</p> <p>何でそれが先に来たのかの理由というか、やる、やらないは別にしても、その解釈のところだけはある程度、意見というか、統一見解みたいなことをしておいた方がいいのではないですか。</p>
佐世委員	<p>今の件に関して、いろいろ意見はあると思うんですが、日本国憲法の規定の仕方が国民主権から入っているんです。</p> <p>だから、多分この意見はそれを意識して、まず市民がいて、議会がいて、それから行政権ではないかと、本当は司法が続くのですけれども、それはないので、そういう発想があるんだろうと思います。</p> <p>ただ一方で、地方自治法などの感覚だと、条文は執行権者である行政をまず規制しようという発想が少しあるので、そこをまずはっきりして、議会というのは実は市民の代表だから、それを規制するというのも少し自己矛盾というか、概念的に若干難しいところがあるので、多分この基本条例はその後に付けているのだろうと思います。</p> <p>議会、行政、どちらを先に置くかというのは、そういう国民主権的なものを優先するのか、それから行政の規制を先にして、議会を少し付け足し的な意味合い、つけ足しと言ってしまうかもしれませんが、そういう発想がありまして、そういう意識を持つかどうかということだと思います。</p> <p>それから、28条の総則への位置づけですが、最後の28条に、条文に続けて「この条例の趣旨を最大限尊重する」ということが書かれております。</p> <p>これは、日本国憲法がいいというわけではないけれども、その例で言うと、この最高規範性というのが最後の方に書いてあるんです。その関係で同じように書いているのだろうと思われまして。</p> <p>ただ、このパブリック・コメントで言っていることで少し、私は一理あるかなと思うのは、これを総則の中に入れて、この条例を尊重し</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>なければいけないということを全面的に、やや最高規範性というか、市民の最高規範的なものだという位置づけになりますよね。だから、そういう入れ方でもいいのではないかという気が少ししております。</p> <p>あと、何で自分が気がつかなかったんだというのが、議会とかの順番です。</p> <p>普通だったら、日本の法的なところは市民が主権ですから、地方自治は市民があって、さらにそれだけではなく、主体的に置くのも市民です。特に自治基本条例の中では、市民という枠を我々が敢えて広げて、まちづくりということをやってくれと。住民票を置いてない人でも、そういうことをしてもらうんですという定義ですから、それが一番重要で、市民が先に行くのは当然です。</p> <p>何のためらいもなく市長がきて、執行機関がきてと、いわゆる行政部門がきて、おまけに議会を入れたのはいくつか理由があって、並びがこれまでもそうだったということですが、はっきり言って、議会は議会で、自分で考えて欲しいということで、この審議会でもそうですが、ワークショップの中でも、議会について制限しようというスタンスではなかったものですから、薄いですよ。</p> <p>そうすると、フリーの並びでもいいだろうという考え方があるかもしれませんが、全体的な構成、市民がいて、その市民の代表者としての議회를位置づけるというのは、ある意味で議会に重きを置くという意味ではそうなるかもしれません。</p> <p>逆に、後ろにするというのは、議会を軽視するという認識でものを捉えるかもしれないということがあるかもしれません。だから、これは同じことをやっても、いい方に取られるか、悪い方に取られるかということなんです。</p> <p>それで、はっきりとした見解を持ってここでこういうことを出せばいいのでしょうか、議会の中身は自身で決めて欲しいという、その中でもそういう見解もありましたし、セルフコントロールを理解して欲しいという意味で、後ろへ下しているのですということであればいいので、軽視ではないということです。</p> <p>よく、これとセットで住民投票が出ると、もう行政と住民の間をつなぐのが住民投票で終わりと、議会は干し上げると意識ではないのに、そういうように捉えられてしまう可能性はあるということですね。</p> <p>そういう点では、前へ持っていくのはいい加減な問題ではないですし、それが悪いわけでもない。きちんとこの審議会の中である程度詰めていただかないと、議論としてもあまり良くないと思います。</p> <p>条例の前後で内容を変えるという意味ではないのです。ただし、第2項はそういう意味では重要で、共通合意を持っていた方が良くて、今のままで置くのであれば置くという認識を共通化しておくとか、そうでなければ前へ持っていくことは悪いことではありません。</p> <p>敢えて後ろにした理由は何なのかと聞かれた場合に、ではどう答えるのか。議会は議会できちんとされることを期待していますというのはおかしいですが、それは基本条例を作るという意味ではなく、「議会からも自分たちのあり方をきちんと模索してください。それは我々が考えることではありません。」ということであれば、このままということになります。</p>

発言者	会議のてん末・概要
竹内委員	<p>そういった意味では、そういう議論をしているということは前より圧倒的に進んでいるということで、前はそういう理念はないですから。ただ、見方ですから。文章では書いていないので、見た人は「何だ、後退しているじゃないか」とか、そういう風にするかもしれないです。</p> <p>どうでしょうか。このままでも悪くないし、変えてもそれもおかしくはない。条文を変えるのではなく、順番が変わるだけですから。</p> <p>私も、この意見を聞いて最初に考えたことは、市民が最初で、それはもう問題ないですが、やはり市長の権限が大きいので、次に市長にするか、議会にするかといったら、やはり市長も議員も市民が選ぶんです。ただ、やはり一番トップというのは影響が大きいので、私はこのとおりでいいんだと思います。</p>
議長（会長）	<p>それでよろしいですか。</p> <p>変えると言っているのではないです。ただ、その辺はあまり議論がなくて、逆に言うと、市政運営が来て議会で良いのかという議論だと思っんです。</p>
藤岡委員	<p>余談なんですけど、市長から文句が出るとか、議会から文句が出るとか、そういう話にはならないんですよ。多分。</p>
議長（会長）	<p>ならないと思います。取り方の問題だと思います。「何で議会が下なのか」と言えば言えますし、前も久喜はそうだとすれば文句は出ないです。</p> <p>ただし、我々は共通した理念を持っていた方が、せっき議論するのですから。市長があつて議会があるのは良いが、市政運営、行政部門が出てしまつて、その後に議会があるとおまけだと。ワンランク下と思われてしまうのではないかと。</p>
平澤委員	<p>このパブリック・コメントについて、賛成の意見を言わせていただきたいと思います。</p> <p>先ほどの先生の話も納得できるんですが、もう1つは議会が出てきた理由が、多分、第7章で情報の公開及び共有の中で議会が出てくるからで、その前項で議会が出てきたのかなと思います。</p> <p>ただ、この18条、19条の条文を見ますと、「議会及び市の執行機関」ということで、議会を先に書いて市の執行機関が2番目に書いてあるので、もしかしたらこの並びであれば先に議会を定義した方が文章的にいいのかなと思います。</p> <p>また、構成上も多くは市長から市政運営についてなので、やはり議会をもってくる位置というのは、ここで本当にいいのかなと思います。</p>
議長（会長）	<p>これだけやっているわけにはいかないもので、もし何でしたら、少し考えていただいて、この場で決めるか、今日の会議の最後ぐらいに決めるか、他のものも残っていますから。最悪の場合には多数決をしてもらわないといけないかもしれないので。</p> <p>では、結論は、今日の最後のほうにやるということでよろしいです</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>か。</p> <p>では、次の前文ですが、前もかなりご議論をいただいて、皆さんで案を作っていたところだと思いますが、ご意見があるということで、具体的な条文の中身に入った時に参考にしていただくということによろしいですか。</p> <p>（「よろしいです」との発言あり）</p> <p>では、次の1条と2条ぐらいをまとめて、2条は、市民の権利・責務とまとめて9から14ページで、いかがですか。</p> <p>ここは、かなりご議論いただいて、お考えいただいたんですが。</p> <p>9ページの10番のご意見も、法律上の定義とまちづくりなどでやるということでは違うんだということで、第3条で市民の権利を「法律、条例、規則等で定めるところにより」ということで制限をかけていますので、限定をするのではなく、投票などについては法律で定めるところで、それ以外のまちづくりは広くするというやり方をご了承いただいています。</p> <p>もう1回、市民の定義を行うというのであれば別ですが。</p>
青木委員	<p>こういうことは、ほとんど今まで勉強してきていなかったし、全く法律的なことは分からないんですが、この市民の定義ということで、かなりパブリック・コメントの中から反対意見が出ています。</p> <p>ここに活動する人たちの集団も市民として認めるというようなこと、その部分を特に問題視して反対意見が多いと思うんです。</p> <p>私もこういうものを見ると、「なるほどな」とどうしても思ってしまうんです。一般の市民がこういうことを聞くと、そういう心配もされるのかなと思いました。私としても、この文面はこのとおりに通してしまっているのか、悪いものか。いまだに自分としてどちらにしているかという結論は出ていません。</p> <p>特に全体を通して、私としては、そういう自分の判断ができないというか、申し訳ないんですが、これらのことについて「なるほどな」と思うことの方が多い。そういうことを言っておきたいと思いません。</p>
佐世委員	<p>今の件に対してですが、市民の定義というのは、そのあとの第3章の「市民の権利」に直結するんです。その関係でどう考えるかということで、この参政権やそういう点を心配しているのだろうと思うんです。</p> <p>この条例で、例えば、参政権を認めるとか何とかということになると、それはダイレクトにそれが深刻というか、議論の大きな問題になり得ると思うんですが、第4条を見ますと、「市民は法律、条例、規則等で定めるところにより、市政やまちづくりに参加する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有する」となっているんです。</p> <p>つまり、条例というのは法律よりも下位というか、下の効力しかないんで、法律で参政権が認められていなければ、条例で認めても参政権は認められないという関係になっています。</p> <p>そういう法律上の関係があるので、ここでは法律で定めてしまえ</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>ば、その後の「市政やまちづくりに参加する権利」というのも、「法律、条例、規則等で定めるところにより」ですから、参政権には直接絡んでこない。</p> <p>つまり、法律で参政権というのは決めるもので、現実の法律は、選挙権はまだ外国人には認めていないから、ただそれにつながるのではないか、ということで書かれているんだろうということだと思います。</p> <p>これは最初の頃の審議会でもありまして、佐世委員から法律とかについて説明があったんですが、ただその時に私は、誤解するのではないかということで、これでいいのかと皆さんに検討していただきました。</p> <p>その時に、これは実は他のところでも多いのですが、市民を法律上の有権者に限定する。そこで住民票を持っている方を基本的な市民と狭い範囲では言うのですが、この人たちの範囲を広げる時に、外国人参政権を認めるのではないかという意見が出ます。</p> <p>でも、そうではなくて法律上は認められていないので、それは現行できないんです。知っていても、敢えてそういう言葉を使って反対する方もいれば、誤解されていて反対する方もいると思うのですが、両方の方がおられると思います。</p> <p>そういうものではないという議論は前回もあって、法律などで定めるところによるということですから、それ以外のことについては、それを超えることは絶対ない。そういう意味ではないということです。</p> <p>外から通勤、通学されている方の場合、市民と同じ権利がもらえるわけではないということですね。投票権は絶対にももらえないわけですから。</p> <p>まちづくりなどに広い意味で市民を使おうということであれば、ここに出ているご意見とは違うということになります。</p>
藤岡委員	<p>先ほどの佐世委員のご発言の確認ですが、法律と条例と規則というのは結局、それは優先順位というか、位置づけというのがもう必ず決まっています、例えば久喜市に今、具体的にどういう規則があるかわかりませんが、規則というのは当然、法律にも条例にも違反しているような規則はできないということですか。</p>
佐世委員	<p>作ってもいいんですが、無効なんです。もし裁判とかなってしまえば。</p>
藤岡委員	<p>作ってもいいんですか。</p>
佐世委員	<p>作ってもいいんですが、一般的には作らないですよ。プロの官僚の皆さんはチェックしますから。間違っていてできてしまったということがないとは言えないでしょうが、条例は市議会で決めます。規則というのは、執行部で決めたりするのも色々あるわけです。それについて、間違っただけでその法律に反する規則を決めてしまったということになっても、それは有効、無効が争われると無効になってしまうことがあります。</p> <p>ですから、少なくとも法律に違反することを条例で決めても、その</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>部分は本当に争えば無効になってしまうという理解でいいと思います。</p> <p>ここは、少し難しいのは難しいですよ。よく上乘せや横出しとって、法律で規定しているのより少し緩めたりして、国も黙認して「まあ、しょうがない。こういう時代だから」ということでやっているのはいいんです。ただ、裁判に訴えられてしまうと終わりになってしまいます。</p> <p>あと、先に作ったんだけど、あとで国の法律ができてしまって、改正するのを忘れてしまっていたなんていうこともあるんです。それが、実は違法だったという状態になってしまう。作ったときはいいんですが、あとで違法の状況となったのは意外にあります。それはやはり争えば、もうはっきり無効になります。</p> <p>そういう点では、こういうものを定めるのは法律のとおりなんだと。それ以外についてということで見ると、法律の制定のないものや、他に条例がないものについては認めていきたいと思います。市民だといっても、逆に言うと、法律や条例では認めていませんという話になると弱い部分で、前に話した反射的利益の部分ですから、問題はありませぬ。</p> <p>やはり、それは市民だけでも、市民としての資格を全部認めるのかといったときに、誤解されると困る。でもそんなことは、こういう項目が入っている以上、それは絶対にないということです。</p>
佐世委員	<p>第4条が非常に大事な言葉になってくると思うんです。ここで3つのことを認めているので、その3つというのはまちづくりに参加する権利とか、市政に関する情報を知る権利とか、公共サービスの提供を受ける権利というのは、ダイレクトに法律に規定する範囲なんです。</p> <p>けど、そういうのは認めて、まちづくりに参加してもらおうという意味で、責務となっていましたか、権利として参加してもらおうという趣旨だと思います。</p>
議長（会長）	<p>せっかくですから、ここに入ってご議論していただいて結構です。どうぞ。</p>
井上委員	<p>今の「市民の権利と責務」、それから9章の「参加と協働の推進」、これは少しごちゃごちゃになってしまうかもしれませんが、一応関連していますので、一緒に話をさせていただきます。</p> <p>1つはまずパブリック・コメントの14ページに市民の責務というので22番、ここに「市民の責務」云々と書いてありますが、こういう意見があります。私どもにも向けられているかもしれませんが、「一定の目的を持って、普段政治活動をしているプロ市民にできる」と。つまり、普通の市民は忙しくて市政参加なんかできないというようなことで、1つの集団ではないかという意見です。</p> <p>それから25ページの、先ほど9条の市民の市政への参画にも、ここで批判的なのは「正当に選ばれた議員を越えて、プロ市民の意志が市政に反映されることにもなる」と。つまり、あまり一般市民がガーガー言うと、民主主義の根幹を壊すのではないかというような意見が出ております。</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>私は、それは一部は正しいと思いますが、そうしましたら、今度は翻って、今いったい議員というのは本当に正当に選ばれているのかということ、私は提議したいんです。</p> <p>というのは、この間、佐世委員からもお話をお聞きしたんですが、前回の埼玉県知事のとときに24%で当選したということで、4分の1しかありません。それで憲法違反ではないんですか？というようなお話を聞きましたが、佐世委員からは、市民は棄権する権利があるということなんです。でもこれは、権利というよりは、その前に関心がないのではないかということで、今度は久喜市に翻ってみれば、ある一部の団体がある程度人数を取れば、市会議員にすぐになれるような組織になっているんです。</p> <p>これが本当の民主主義なのかという感じを受けているんです。だけど、今現状がこうですから、それを否定するわけにはいきません。</p> <p>では、実情がどうなのかということなんです。私は、少し他でお話を聞いたんですが、例えば、市議会議員が政策会議費を使うにあたって、自分で申請してどこかに行くと。その内容については市の職員がチェックして、それを正当かどうかというのは、また自分たち議員がやって、賛成したり反対したりしているんです。</p> <p>つまり、自分で企画したものを自分で賛成している。チェック機能ができていないような今の形になっています。</p> <p>そこで、今回の市民の権利と責務について、私は政策に参画するとか何かというのは、先ほど言ったようにプロの議員や職員がいますので、そちらに任せるとして、今の一般市民は、はっきり言ったら無関心です。無関心なものをどうやって、こちらの市の行政に顔を向かせるか。これは非常に平坦で非常に雑な言い方かもしれませんが、人間はやはり意見を出すより、批判したりチェックするのが好きなんです。</p> <p>そういうことを市民にさせたらどうか。もちろん一般公開もあるんです。これはここまで言うと、また会長から「これは他の条例でやることだから」というようなお叱りを受けるかもしれませんが、条例の一部に市民の権利とか責務に参画とか協働という、何か抽象的な言葉ではなくて、チェック機能や質問、質問に対しては議員及び職員が答えると、それを公開するというような市民の権利と義務を、協働、参画という言葉ではなくて違う言葉で、つまり、先ほど言ったチェックとか、質問、批判、批評とかにすると、私も含めて非常に市民は関心があります。</p> <p>下手に「建設的なことをやれ」と言うと、なかなか出てきませんが、人のやったことを批判するというのは、評論家みたいなものですから、はっきり言ったら非常に簡単です。それを強くやるとまた問題ですが、市民が参加するための1つのツールとして、そういうものをこの条例の中に入れたらどうかというのが、私の意見です。</p> <p>井上委員のご意見も分かるのですが、前も確かこんな議論を私、蒸し返して怒られるかもしれませんが、1つだけ何か少し入れるのはまずいのではないかと。総論は総論で仕方がないのではないかとということで、矛を収めたかと思えます。</p>
井上委員	<p>ですから私は、協働と参加という言葉、違う言葉に換えて欲しい</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>ということなんです。</p> <p>今も言われたのは、司法がないんですよ。ジャッジするところがなく、ジャッジするのをどこでやっているかといったら議員であり、市長なんです。つまり、自分でやって自分でジャッジしているんです。これは、私はおかしいのではないかと考えているんです。</p>
議長（会長）	<p>どうでしょうか。他に意見は。</p>
荒井委員	<p>佐世委員もいらっしゃるので、少しお聞きしたいんですが、外国人という言葉がかなり出てきますが、外国人という色分けというか、そういうところが少しこの定義の中で非常に分かりづらいので、その辺について、少し教えていただければと思うんですが。</p>
佐世委員	<p>この条例には外国人という言葉は出ていなかったように思いましたが、一般的には、日本国籍を有していない人ということによろしいのではないのでしょうか。</p>
荒井委員	<p>日本国籍というのは、例えば外国から来られて、日本国籍を取得されている方もいらっしゃいます。</p>
佐世委員	<p>帰化をすれば、日本人になる手続きを経れば、日本人になります。それも日本人ですよ。私もあまり詳しくないのですけれども、中には二重国籍という国もあるんです。向こうに国があってこちらにも国籍がある。多くの場合、二重国籍は少ないのだらうと思います。そういうことです。</p>
荒井委員	<p>私たちの今まで暮らしてきた環境の中から、どうしても日本に住んでいるアジア系の人というのは、私たちからすると、一般的に日本人という色分けをしてしまうので、こういう自治基本条例ではすごく幅広い人たちが参加をするということが、この審議会の中で分かったものですから、そういう色分けというか、どういうふうには理解していけばいいのかなというところを今、知りたかったものですから。ありがとうございます。</p>
佐世委員	<p>参政権やそういうものとは切り離して、この条例で、みんなでまちづくりをやっていくために、仲間に入ってやっていきたいと思いますという感覚で捉えればいいのではないかと考えています。</p>
議長（会長）	<p>「市民」の方はよろしいですか。これはもう前も議論したところですので。</p> <p>ここでは、言われるような意味で使っているのではないということ、やはり「市民」という法律や条例に基づいている部分、法に定めているところを基本にしているのだということ、答申の時に誤解を与えることがないように、文章を答申の中に出す。表紙か何かを書いておくが一番いいと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>少し終わりそうもないので、事務局で原案を作ってもらって、その時に作業部会の委員がいますので、そこでまず揉んで、それでここでもう1回文書を揉むということ。「ここで言っているのは参政権ま</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>で与えるとか、そういう意味ではないんだ」ということを、後々、広報などで、ちゃんとしたもので出していただくということです。</p> <p>「誤解されている」という言い方をすると、誤解ではなくて、きちんと知っている方もおられるし、一応出しておいた方がいいと思うので、そういうことで対応するということがいかがでしょうか。</p>
井上委員	<p>そうしたら、現状は曖昧なんですか。</p>
議長（会長）	<p>今は、明確なんです。</p>
井上委員	<p>明確なんでしょう。明確なのをどうして、ここでそうやって議論する必要はあるんですか。</p>
議長（会長）	<p>狭い意味の法律や条例に基づく市民は明確なんです。ただし、それは、まちづくりをするためにはその人たちだけでは駄目だと。例えば、私はこの新久喜市の出身であるけれども、今は市民でも何でもなし、在勤、在学といっても入らないんです。</p> <p>でも、私が呼ばれたのは、きっとこの出身だからというので呼ばれたんですよ。そうすると、関係のある人みんなでまちづくりをしていこうということではないですか。</p> <p>そういう意味で、やはりこれからの新しいまちづくりはそこに住んでいる人だけではできないし、いろいろな広い意味でやっていくということが大切だということで、敢えて「広い意味での市民にします」と定義しているので、それは法律や条例を無視したのではなく、まずそれをきちんと前提にして枠をはめているんだと。そういう意味で、「広い意味で使っているんですよ」ということを言っておいた方が、理解しやすいのではないかとということです。</p> <p>そうでないと、ここで外国人参政権を認めるのではないとか、久喜市はおかしいというご意見になる人もおられると思うんです。だけどそれは、あくまでも誤解だと思うんです。それを答申書か何かで、きちんと説明してくださいと。せつかく広報などを出すのですから、そういう時にきちんと書いてくださいと言った方がいいのではないかなと思うんです。</p> <p>行政は、当然それをするだろうけれども、審議会ではそれを知らないというよりは、審議会も「そういうことはきちんと説明しなさい」ということまで言った方がいいのではないかなという感じです。長い文書をつけろというのではないですから。</p>
戸賀崎委員	<p>色々な誤解を招かない方法として、方法論はたくさんあろうかと思いますが、個々の言葉尻をとらえて「ああじゃない」、「こうじゃない」と言うと、どんどんどんどん全体像が、視野が狭くなります。</p> <p>やはり、そういうことは避けるべきだというのが、私の基本的な考え方です。</p> <p>誤解を招かない1つの方法論として、例えば、条文ごとの解説書的なものをまとめて、それを広報にも発表するという手法を使ったら、比較的誤解を招かないで済むのではなかろうかと、このように考えています。</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>そういう風なことも含めて、何かきちんと説明しなさいということはどうでしょう。「このやり方をしろ」と言ってもいいんですけど、「ちゃんと説明してください」とするぐらいが、審議会としては良いのではないのでしょうか。</p> <p>「今のことをきちんと説明しなさい」という文書を答申にくっつけた方がいいのではないかということで、あと、やはりこれは条例を作っても、今度は全市民といっても旧久喜市ではないわけですから、初めてという方にとっては、こういう条例というのが出た時に「これはいったい何だ」と、自治基本条例というのは今までない町もあるわけですから、そういう点ではきちんと説明をしてもらわないといけないですよ。</p> <p>ただ、「できました」と広報を持っていったら、「何だか分からないものが載っているらしい」というので終わってしまうと本当はいけないので、自分たちの1つの大きな目標を作っているんだということで、その辺の説明は必要ですよ。普及や周知徹底で。</p> <p>これも前に皆さんの議論が出ていて、「作っただけでは意味がないじゃないか。それをきちんと周知するような方法を」ということで、それも含めてということで、事務局で少し検討してもらいます。</p> <p>ここで、休憩を入れますか。5分くらい休憩ということで。</p>
事務局 （小澤課長） 議長（会長）	<p>では会長、11時5分まで休憩ということでよろしいでしょうか。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>（休 憩）</p>
議長（会長）	<p>では、再開させていただきます。</p> <p>市長のほうへ行きますか。それとも、市長と職員、両方やっていますか。どうでしょうか。大きいところはもう議論したところもありますし、あとは具体的な文章ですね。</p>
鈴木委員	<p>この市長の責務のところを見ると、最後は全部「努めます」なんです。職員の責務は「責務を有します」なんです。先ほど「努めます」という言葉が多いと出たんですが、ここからずっと23条あたりまで、全部「努めます」なんです。</p> <p>皆さん、広げて色をつけると分かると思うんですが、いかに「努めます」という言葉が多いか。何かこれ、市長のところからずっとそれが始まっているような気がするんですが。</p>
議長（会長）	<p>これは、最初に言ったように、後で修正したものをお出しすることになると思いますので、その時にチェックしていただいて、議論していただければと思います。</p> <p>この審議会でも、何回か、努力規定みたいなものが多すぎるのではないかという批判があって、これを具体的に一つひとつ検討することになっていますので、今回は、パブリック・コメントで出た案の中で注目すべきというような、それを議論いただければと思います。</p> <p>他に、よろしいですか。</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>では、ページで言うと18、19ページの2つで、11条、12条のところですか。11条は語句の修正ですし、12条の方はオンブズマン制度の問題や新しい制度をやるということで、そういうのは、本当は基本条例ではなく、個別条例でやるという気がするんですが。この辺はいいでしょうか。19ページは今まで議論してきたことですから。</p> <p>では、20ページの13条の財政運営ですが、中には具体的な提案、事業提案のようなものもかなりあって、いわゆる事業仕分けの制度を入れて欲しいとか、公表の制度とか色々なものを前提として、システム、条例を新しく構築しなければいけないという条文を入れて欲しいという意見があって、これをどういうふうに処理していくかというのは非常に対応が難しいところで、そもそも審議会自体が、個別の事業を1つ2つ入れるということを判断するのか。これはパブリック・コメントですから、行政の方も全部把握していますので、別のこととして、こういう政策を考えていくというのが本来なのか、少し対応するのに苦しいというか、どう考えたらいいのか。</p> <p>審議会で自治基本条例に載せるのか、個別条例でオンブズマンならオンブズマンをやるということで、行政として考えるべきなのかというのは、少し難しいところだと思います。公表制度というのは、まだみんなに公表しようという制度ですから、検討しやすいですけども。</p> <p>ご意見がなければ、次の22ページ、議会のところで、これはかなりご議論いただいたところですので、変えるような意見があるかどうか。ご意見の中に、委員さんのご発言と同じような趣旨の意見や違う意見もありますが、だいたいはここで皆さんにご協議いただいて、これまで触れてきた領域ではないかと思えます。</p> <p>大きく全部規定してしまうのか、基本的なことについては議会に任せるといった考え方をとるのかという議論ですが、何度も議論しているところですから、あまりご意見はないと思えますが。</p> <p>では、24ページ、これはよろしいですか。</p> <p>では、25ページの23条について、先ほど井上委員が参画と参加の話をしていましたが、タイトルが「参加と協働」ですが、最近では市政への参加と言わないで、参画というのが多いですね。</p> <p>参加というのは曖昧すぎるので、参画するという権利を保障する。後ろ向きではなく前向きな言葉として使うので、昔から、1960年代の日本で言われているのは参加ですから、その方が普通には言いやすいということですが、最近、参画という言葉を使い始めたんです。</p> <p>実は、1960年代初めも参画だったんです。そのころは参画というのは、例えばアンケート調査で、アンケートをすれば参画だと。何も聞かなくてもアンケートだけ取ればいいんだというのが、参画として認められていましたが、それが否定されて、決定権へ入ることが参加なんだと言われて、ところがそうすると、今度は曖昧になってくるんです。例えば、答申書だけ出させて握りつぶしても参加だと。</p> <p>でも、それはおかしいというので、本当に中へ関与するという意味で「参画」という言葉がまた見直されて、違う意味として使われているんです。歴史的にそのようなことがあって、同じ言葉が時代によって意味が違って使われるということで、今は、参画がよく使われるんです。</p>

発言者	会議のてん末・概要
竹内委員	<p>そこが難しいですね。各論にすると、参加と書いた方が分かりやすいし、一般の人にタイトルで見せるのだと、参画というのは硬い言葉ですから。参加の方が、何十年も歴史があるので。</p> <p>第9章は「参加と協働」と書いています。ところが23条は、「参画」という言葉です。ですから、どちらかに統一した方がいいのではないかと思います。</p> <p>そうでないと、ここが「参加」を使って、中は「参画」で、「協働」は「協働」を使っています。だから、この言葉ではなくて、いわゆる平仄だけではないかと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>私は、事務局の弁解をするのではないんですが、「協働」というのは次の24条にあるので、それでもいいのではないかという気がしますが、個別に見れば「参画」で、次に「協働」となりますので、そういう点では同じで、中身が一緒に、個別で見えていただければ大丈夫だと思うのです。</p> <p>少し悩ましいところですね。参画という方が最近のことで、耳慣れない。参加の方がよく聞いたことがあるという人が多いんだと思います。それで参加と言ってきたのが、最近、参画という言葉を中心に使うようになった経緯があります。</p> <p>皆さんだってそうですよね。参画というのは、使われるようになってせいぜい10年までいかないと思うんです。前は参加なので、分かりやすいのは分かりやすいですね。協働と並べるなら、参画より参加かも知れません。</p> <p>それは、皆さんでご議論いただいて、もしなんでしたら、言葉はどちらにするかは最後に決めてもいいですが。</p>
井上委員	<p>私の理解が間違っていたのが、今、分かったんですが、参加というのは、例えば、どこかのパーティに行くのが「参加」で、参画というのは、そのパーティに行ったら少しお手伝いや何かするのが「参画」だという理解をしていたんです。</p> <p>ただそこに居るだけではなくて、多少お手伝いの的なものをするというのが「参画」という理解だったんですが、今の歴史的な背景を見ると、そうでもないんですね。一緒なんですね。</p>
議長（会長）	<p>ある意味では一緒に使われていて、ただし、条例や法令という場合は、参画の方が理解しやすいと思います。参加というのは非常に曖昧で、定義しないで使っています。ただ何でも「参加」といっていて、それが批判を受けて、「参画」という言葉を最近使うようになった。</p> <p>だから何でもありで、アンケートをとっても参加だし、本当に決定に関与させても参加で、いい加減に使っても参加という言葉になってしまったということですね。</p> <p>最近、参画という言葉で、その決定過程に入るんだと。そういう言葉としては、参加より参画の方がずっと具体的ですよ。かつては加わるだけでしたが、まず中身に入っていくということですから。</p>
井上委員	<p>もう1つ、「協働」というのは、これは本当につい最近の言葉だと思います。協働の自治というのは、最近これを使うようになったんで</p>

発言者	会議のてん末・概要
鈴木委員	<p>すが、「働」というのは働くという字で、「同じ」ではないんです。英語で言うと「Coproduction」といって、「Production」、つくるといことなんですが、「co」というのは共同してということです。</p> <p>例えば、まちづくりで考えていただければ分かるのですが、1つのまちを作る時に、昔の考え方というのは、「行政がまちづくりをします。だから市民が協力しなさい。そこへ入って一緒にやりなさい。」というのが、参加という概念だったんです。</p> <p>ところが、アメリカで「Coproduction」という概念が出てきた時に、そうではないんだと。まちづくりには、市民の役割と行政の役割は別々にあるんだと。市民は市民の役割を果たし、行政は行政の役割を果たす。行政を手助けするのではなくて、市民もまちづくりの責務があるんだという考えです。</p> <p>自分たちもやはり、よくヨーロッパへ行くと、まちづくりの条例で花を3本なら3本、1つの窓に3個ぶら下げるといのが決まっているんです。それで景観を保つと同じように、我々のまちづくりだから市民にも責務があるということで、協働してまちづくりをするのですけれども、それは行政の手助けをするのではなく、市民には市民の責務があつて、それをやるんだと。</p> <p>そういう協働というのは、協力して働くんであつて、行政に協力するのではないということで、「協働」というのが「同じ」という字を使わないで、「働く」という言葉を使ったというのがスタートです。</p> <p>そうすると、市民は市民の役割を果たして、行政は行政の働きをするといことは、別ではないですか。そこでパートナーシップ協定といのを結ぶといことになるんです。パートナーシップといのは、お互いがパートナーとして対等に結びつく。参加といのはあくまでも行政に参加することですから、「行政に入れてください」、「入れてあげましょう」となります。だから、行政に対する参加といのは、入れてもらうといことです。行政が入れないといったら参加ではないです。</p> <p>それが「一緒に考えましょう」といことですから、パートナーシップといえ、市民は市民の役割があつて、行政は行政で別のことをやるといことです。「あなた方はこちをやってください。役所はここをやります。パートナーシップで協定します」と。お互いに契約を結んで対等にといことです。</p> <p>環境問題をやっている方とか、廃油で石鹼を作っている方とか、そういう団体が役所へ行って「廃油を流すのはもったいないから、市民で石鹼を作ります」とい。でも役所が「難しいから帰ってください」といとい、参加ではなく市民運動になってしまうんです。</p> <p>しかし、「それはいいことだ。廃油を無駄にしないで石鹼を作しましょう。市役所もご協力します。」といとい、参加になるんです。</p> <p>でも、その市民がやっている活動は同じです。参加にするのか、運動にしてしまうのかを役所が決めるので、市民が定義しているのではないです。市民参加と市民運動といのは、行政が定義していることであつて、市民が定義することではないんです。市民はみんな活動しているだけです。厳しい言い方をすると。</p> <p>先ほどのお話の中で、新しい公共の原則とい考え方は、どういふうに分類するんですか。</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>それは、地域によって違ったりするわけです。</p> <p>例えばコミュニティで、鷺宮町はコミュニティがすごく進んでいるではないですか。他のところと比べたら圧倒的に進んでいると思うんです。そうすると、コミュニティというのがあるって、そこで色々なことをやっていくことができる地域と、そうでない地域がありますよね。そうすると、公共というのは画一ではないということです。</p> <p>埼玉で津波のことは考えなくていいんです。はっきり言えば。でも沿岸部に行けば、津波の問題があるではないですか。そうすると、行政は津波の対策もたくさんやらなくてははいけない。雪国に行けば雪の問題がある。台風の地域に行けば台風の問題がある。地域によっても、時代によっても、公共というのは同じではないんです。人が住む環境によっても違います。</p>
鈴木委員	<p>公共ということになっているのは、それをやるのは市民と行政の役割で、それを協働して努めると条文では書いてあるんですが。</p>
議長（会長）	<p>まちづくりだったらそういうように役割分担を決めて、時代とか地域に応じて、それが違ってくるのは仕方がないわけで、ニーズが違うわけでしょう。高齢者が多く住んでいるところと、若い人が住んでいる地域ではニーズが違うわけですよ。全く同じではないですから。</p> <p>そうするとまちづくりをする時に、全体の中で自分たちがどういう仕事をしなくてははいけないかということを決めて、その中で民がやる。個人がやる。あとは企業がやる部分や行政がやる部分というのを決めて、それで「協働」という形でどこに線を引いて、どちらが何をやるかというのを決めていく、というのが本来ということではないでしょうか。</p> <p>法律に定められた制度、介護などそういうのは別です。そうではない部分、特に「公」というのは、行政がやるというのは非常に単純なんだけれども、「共」というのはまさに「共」なので、それは市民もいろんな人も入る。「共助」と「公助」とは違うわけです。</p> <p>だから、協働というのも全部画一ではないのです。同じ地域でも、時代によって違うということだと思います。なぜかといったら、行政の中身が違ってきますから。</p>
井上委員	<p>そうしたら今、官は官で組織があるけれども、協働という新しい形ができて、官はイコールパートナーとは言いながら、民のやること、例えば、ドイツでやっている植木を3つ植えなさいと言っていることは官が決めた。つまり、市民が「みんなでやりましょう」と言ったのではなく、官が何かの条例で決めてやっているということになると、イコールパートナーになるんですか。</p>
議長（会長）	<p>いや、協働という定義は、市民と行政が対等ですから、当然、市民の中にも、共に決定する権利と義務があるということですよ。</p>
井上委員	<p>そういう権利と義務があるんですが、義務というのは行政から言われたことをやっているということなんですね。行政が頭なんですよ。協働とは言いながら、イコールパートナーとは言いながら。</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>ある程度成熟した市民がいれば、そういうものができると思うんですが、今の日本の場合は働くのに一生懸命で、そういう成熟まで、成熟しているところもいっぱいありますが、成熟していないところに一生懸命それをやったって、無駄なような気がするんですが。</p> <p>逆に言えば、それを目指していくというのを書いているということではないですかね。「協働型の自治をめざしていますよ」と。</p>
佐世委員	<p>そういうふうに書いておいて、そこに出席できる人から、まずやっていってもら。それと行政とはいっても、その市民の方で了解しないと動かないわけですよ。そういう意味では、広い意味で、どちらが上とか下とかということは置いておくとしても、少なくとも了解して動くわけですから、その意味ではあまりその、どっちが上下ということを意識されなくていいのではないのでしょうか。</p> <p>協働の定義は2条にあります。とりあえずは2条の4項に「協働」の定義があるから、一般的に言うと、こういう形になるということで定義しています。</p>
平澤委員	<p>今、協働の事例がないということだったんですが、私のことで申し訳ないのですが、1回ここで話したと思います。</p> <p>先日、震災の時に支援物資について市民から要望が上がって、ただ行政サイドとしては、そこまで対応できるキャパシティがなかったという状態の時、私が入っている青年会議所で受け入れの部分をやらせていただくことで、「すぐやりましょう」と、こちら側から市に提案したんです。</p> <p>行政サイドとしては、場所の提供、あと運搬を分担して、そこで初めてパートナーシップができたと思います。</p> <p>多分、これが協働の形ではないかと思うので、決してないということではないです。事例として発表させていただきます。</p>
議長（会長）	<p>とういうことで、よろしいですか。</p> <p>次は、住民投票ですね。26ページから。これはもう皆さんが議論されて、これは賛否両方、常設形とか導入してはいけないというお考えが色々あると思いますが、この中でも参考になって、こういう議論は一度皆さんで討議しておかないといけないということがあれば、と思います。前に委員から出ている部分もありますが。</p> <p>この中の具体的な数字とか、いわゆる常設型で決めた方がいいということも書いてありますが、その辺のことは今まで議論をしていないということではありません。よろしいですか、ここは。</p> <p>では、次のページに行って29ページのところで、よろしいですか。こういう項目のあたりも1と2で分かれていて、まず日本国内のことがあって、次に国際的なものになるということですが。</p> <p>では、次は30ページの27条で、これも議論しています。年限をどうするかという問題とかそういうことがありますが、よろしいですか。</p> <p>次は31ページ、28条です。51と52では、位置づけが逆になっていますが。</p>

発言者	会議のてん末・概要
井上委員	<p>確か、この条例を作るに当たって、先ほど話があった、いわゆる改正ですよ。</p> <p>それについて確か前回、何年かに1回見直すとか、そんなことは書かなくてもその都度やればいいんだとか、色々な意見があったと思いますが、例えば、この条例は必要に応じて改正するとかというようなことは書かなくてよろしいのでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>どうでしょう、皆様のご意見は。</p> <p>これは、27条の2項に「必要に応じて見直します」とあります。確か前の見解では、良し悪しではないので期限を決めないで、その代わりに、中身をきちんと充実したものを作って欲しいというのを要求した方がいいのではないかということで、答申を出す時に、そうしたことを意見か口頭で言えばいいのではないかという話だったと思うんですが。ということで、案でいいですか。</p> <p>他に、いかがですか。この中で、これはどう思うものがあれば。個別の制度を導入したいということであれば、それは別ですが。</p> <p>何かご意見があれば、いただきたいと思います。</p>
青木委員	<p>私は、一番最初にも少し言ったのですが、自治基本条例という言葉からして、ここのパブリック・コメントの中の1番で、自治とは何かということを謳った方がいいとも書いてありますし、どこにも自治という言葉が出てきていないわけです。総則にも何も出てきていない。</p> <p>それで、私が言った自治会ですが、これは、1つは行政の執行機関の中に入っているのか、この中でどういう位置づけをするのかということについて、それはコミュニティの中に含まれるということは回答を受けたんですが、これらの位置づけは、現在、条例とか規則とか、そういうところで規定はされているのでしょうか。</p> <p>どういう位置づけで自治会があって、区長会とか、そういうものが運営されているのか。それらのことは、この基本条例の中に謳わなくていいのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>事務局の方で、いかがですか。</p>
事務局 （関根参事）	<p>最初の方の会議の中で、自治会、それから団体についての位置づけというのはどういうことかということで、ご質問をいただいたときに、「コミュニティ」あるいはこの中の市民の定義の中にあります「活動するもの」という部分で、自治会という位置付けは読めるというお話をさせていただいたと思います。</p> <p>自治会について、市で規定しているものはございません。自治会というのはやはり、地域の中で活動されている方が、特に住民の皆さんがそれぞれお互いに協力し合いながら、その地域を良くしていこうという活動だと思います。</p> <p>それとは別に、区長会については市の中でもお願いしている部分がございます。市では、自治行政を担っていただくために、「自治行政運用要綱」を定めて区長さんをお願いしています。報酬をお支払いしたり、活動に必要な経費等を自治運営補助金という形で交付して、地域の活動に使っていただくようなことで考えています。</p> <p>ですから、自治会という部分については、市の方で何か規定を作っ</p>

発言者	会議のてん末・概要
青木委員	<p>てやっていくとか、そういうものではないと考えております。</p> <p>普通、今までの理解で言うと区長イコール自治会、そういう意味で使われている部分が多かったのかなと思います。旧栗橋でもそういう自治会とは別に、自治会長がいて、そのほかに区長がいるというような体制を作り出したところがあります。</p> <p>だから、その辺も非常に紛らわしい。この自治条例の中には何ら反映されていないのか、というのが率直な気持ちなんです。おかしい質問になっているのかも知れませんが、その辺の地域のそういう活動を、そういうことにしてしまっていていいのかと。</p> <p>でも、みんな各自治会が行政の手助けをしているんです。広報を配ったり、募金とかを集めたり、そういう面で行政の一端を担わされているというような意識があるのではないかと思うんです。</p> <p>特別な目的を持っている目的集団みたいなものもありますが、各所に自治会そのものが存在しているんです。その自治会の理解をどういうふうにしていったらいいのかと思います。</p>
事務局 (小澤課長)	<p>事務局からお答えさせていただきたいと思います。</p> <p>1市3町で合併いたしましたして、市では行政区の区長を市長が任命しています。1市3町の中には自治会と行政区があり、行政区という区域は、市長が指定した区域です。昔からの地縁による地区が多かったかと思いますが、市長がその区長を非常勤特別職として委嘱しております。地区によっては、同じ非常勤特別職の区長代理もおります。</p> <p>この行政区と自治会というものがイコールの地区もありますし、行政区だけしかないところもございます。これはすべてが一緒ということではありません。ただ、行政区の区長と自治会長さんが兼ねているところがあるということをご理解いただきたいと思います。兼ねている場所が多いということです。</p> <p>例えば、旧鷲宮のある地区によっては、自治会と区長というのは組織が全く別なところもございますし、自治会となるともう少し範囲が広がっている地区もたくさんございます。これは、鷲宮に限らず久喜もそうですし、菖蒲もそうですし、おそらく栗橋でもそういう地区があろうかと思います。</p> <p>これは、自治会と行政区は会長や区長が同じ人だというだけで、組織としては全く別のものというふうにお考えいただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
青木委員	<p>私としてはあまり理解できませんが、元の栗橋で言えば、区長そのものが行政区も同じだと。だから、そういうところを聞いてだけで、自治会という言葉そのものが適切ではないのかも知れないけれども、区長が兼ねているところが今までは多かったんです。</p>
議長（会長）	<p>一般的な日本の制度で言えば、自治会は、住民が自分たちのことをやるために自治会があるので、行政の関与することではないというのが原則です。ですから、コミュニティの部類に入ることです</p> <p>そもそも戦後のことと言えば、GHQが戦争を遂行したのは町内会、自治会も問題があるということで、解散命令を出したんです。それをやると法人化することを可能にしたのは、この10年、15年の</p>

発言者	会議のてん末・概要
	<p>話です。</p> <p>ただし、行政からするとそれとは全く別に、広報や配布物、回覧の配布をしたりとか、情報伝達とか地域との交流ということで、その地域の町内会などを実際にやっている人に、全く別の制度として、行政連絡員制度やいろいろな制度を作って、その人たちにお金を出して、その代わり連絡をとるということをやっている。</p> <p>それで1人の人が自治会の代表でもあり、役所の方の行政連絡員も兼ねているということで、誤解をして、自分は役所から任命されているんだとか、いや、されていないんですとなる。ダブルで就任したから大きな問題が起こっているんだけれども。</p> <p>最初から役所が任命した人を会長にしているのではなくて、だいたいは地元が、自治会長になった人に悪いけれども、やってくれよと言ってやっている。中にはばらばらということで、自治会長と行政連絡員は別々の人がやるということもあります。</p> <p>だから、ここは行政連絡員という言葉を使った方が理解しやすいと思います。それを前提にして考えていただければ、自治会というのは行政が把握するものでもないし、地域の自治をやっている団体ということでコミュニティに加わった。コミュニティ活動をしているコミュニティ団体なんだということだと思うんです。</p>
青木委員	<p>今、お話がありましたが、こういうものをつくっても、一般の人たちにいかに浸透させて、協働のまちづくり、市政に参加するようになっていくか。今、意識が変わってしまって、市民がばらばらになっている。そういうことでもいいんだというのが多すぎると思います。</p> <p>一緒に色々なことをやろうという機運が、以前に比べてうんと減少しました。だから町内会もなくなってしまうし、色々な団体も解散したり、衰退したり、そういうのが現状だと思うんです。</p> <p>だから、情報を知る権利を有することになれば、そういう広報を配る組織があるところもないところも、こういうものを見ると、権利は一緒なんです。何もしていなくても、市の広報は自分のところへ届いてくるものだという人たちが多くなって、例えば、自治会のないところにも市の職員が来て配るとか、その10人とか20人のグループに配るような組織を新たに作るとか、そういうことばかりが増えてきているんだよね。</p> <p>だから、これをいかにみんなにPRして、自分がそういうところに参加して、責任を果たすんだということを明確にしていかないと、あってもなくても同じで、その人たちはそれぐらいにしか思っていないと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>他に何かありますか。</p> <p>最初に、字句の修正は最後にと言ったんですが、今日は全部終わっていませんし、条例についても皆さんのご意見も含めて、正式な条文、これらを反映させた条文の検討をしてもらって、それを郵送していただけますか。</p>
事務局 (関根参事)	<p>大至急、今日いただいた意見を参考にさせていただいて、案文の調製をいたします。</p>

発言者	会議のてん末・概要
議長（会長）	<p>積み残しで決定していないものがあるので、それも次回の頭でやると、あと条文の中身に入って1条ずつ検討させていただきたいので、できれば当日ではなくて、事前に郵送してお読みいただくようなことでよろしいですか。</p>
佐世委員	<p>最初の前文のところなんですけど、こういう形で私たちは前回、前々回で決めたわけですが、今回、多少パブリック・コメントで意見が出ています。</p> <p>基本条例は、だいたいそつのない感じの文になってしまっているわけですが、その中でもし個性が出せるとすると前文だという思いが、前の久喜市で条例を作った時にかなりそういう機運があったんです。特に、一般の方が自分たちで提案して、ここだけはぜひやらせて欲しいということがありまして、結構なものできたんですけども、結果的に、ある程度削られたという経緯がありました。</p> <p>今回は、かなりそれよりもコンパクトというか、必要にして最小限というか、スマートなものにしているのですけれども、その辺を多少、手作的に若干個性的なものにした方がいいのかどうかをご検討いただければと思います。</p> <p>このままでいいというのであれば、このままで全然構わないのですけれども、今回の5ページの条例の前文についてというところのコメントが関係あるのではないかと、そういうのを少し感じました。</p>
議長（会長）	<p>いかがですか。もう少し加筆修正をして、これはワークショップで作ったものがもう少し長くあって、それを短くした方がいいのではないかという意見があって削ったという経緯もあるので、元に戻すとか少し増やすとか、新しいものを加えるとかというのは、皆さんのご意見で可能だと思います。</p> <p>これは今日決めていただいた方が。案文を作るのは事務局でも良いですが、このままかこのままではないかくらいは、決めていただきたいと思います。</p>
平澤委員	<p>この前文につきまして、3番に意見があったんですが、内容は変わらないんですが、文章的にはこちらの方が読みやすいのかなと率直に思ったことがありますので、私は、こういうのは採用していいのかなと思います。</p>
藤岡委員	<p>先ほどの先生のお話のとおり、2つ3つ案を出していただいて、具体的な話でない。ここで、「どうしますか」となっても、なかなか。</p>
佐世委員	<p>下線でも引いておいてもらって、ここを削るとか、入れるとか。</p>
井上委員	<p>私は、このままでいいと思うんです。</p>
議長（会長）	<p>今の1つと、他に作ってもらって。それでよろしいですか。今日は、それを決めておかないとどうにもなりませんので。では、そういうことで。</p> <p>本当は今日が最終日なんですけど、無理なもので、本当に申し訳ない</p>

発言者	会議のてん末・概要
事務局 (小澤課長)	<p>んですが、もう1回。あと、事務的に議会の関係がありまして、日程ですが、いつぐらいまでに決めればいいんですか。</p> <p>この自治基本条例は、11月の定例会に議案として提出したいと考えております。それで10月中旬には例規審査に入りたいと思っておりますので、次回の日程でございますが、できれば早急に開いていただければありがたいのですが。</p>
議長 (会長)	<p>1週間ぐらいですか。 来週の月曜日は、旗日ですが。</p>
事務局 (小澤課長)	<p>今まで審議会は月曜日にほとんどやっておりますが、もし皆さまのご都合がよければ我々は何の問題もございませんので、10月10日に開ければありがたいのですが。</p>
議長 (会長)	<p>10日でいかがでしょうか。もし何なら、午前、午後で出席の多い方に決めたいと思うんですが。</p> <p>例えば、10日、祝日の午前中にお出になられる方。10人ですか。午後はいかがですか。午後はほとんどいらっしゃらない。多い方で決めたいんですが。両方とも駄目だという方が多いと会議の成立の問題があるので、過半数を超えないと成立しませんので。</p> <p>では、もう一度確認で申し訳ありませんが10日の午前中は。10人。半分確保はできるんですね、ぎりぎり。</p> <p>どうしますか。他の日、後ろにずれるとまずいでしょう。真ん中の日でもいいですか、9日とか、同じになってしまいますかね。</p> <p>よろしいですか、10日で。一応、過半数は確保できていますので。いつぐらいに郵送できるんですか。</p>
事務局 (関根参事)	<p>できれば、今日中ぐらいに原案の方は調製いたしまして、遅くとも明日には発送できるようにしたいと思います。</p>
議長 (会長)	<p>そうしたら、もしご意見があったら、ここを直して欲しいとかというのであれば、当日ご欠席の方はファクスなどで送り返していただいて、そうすれば我々もその方の意見を聞けますし、いかがでしょうか。なるべく多くの意見、当日欠席だから意見を聞かないというのではなくて、特に条文の中に入りますので。いかがでしょうか。</p>
長谷川委員	<p>9日はいかがですか。</p>
議長 (会長)	<p>では、9日を聞きましょうか。9日はいかがですか。9日の午前中か午後にしますか。午前中は大丈夫という方は、お手を挙げていただけますか。8人。9日の午後はどうですか。これは全然。</p> <p>その前だと時間がないですね。無理ですね。水曜日に皆さんのところに着いて、読んでいただいて、木・金辺りで土曜日を締め切りにしたとすると、8日はどうかな。</p> <p>では、8日はどうですか。8日、土曜日の午前中。7人。土曜日の午後はどうですか。8人。全然ですね。19人の過半数というと10人確保なので。</p>

発言者	会議のてん末・概要
竹内委員	10月のその辺は、体育祭が入りますから。
議長（会長）	分かります。夜でも会場は大丈夫ですか。
事務局 （関根参事） 議長（会長）	市役所を使いますので、会場の方は何とか用意します。  どうですか、皆さん。10日の夜で。例えば、夜6時ぐらいから始めるとか、それで多ければですが。 では10日の夜だけ伺わせてもらいます。6時か7時ぐらいなら出られるという方は。これは多いですね。13人ですから夜にしますか。では、スタートは6時ぐらいでよろしいでしょうか。 では、10日の18時で申し訳ないですが。もし欠席の方は、土曜日ぐらいに意見があれば出していただいで。
事務局 （関根参事）	そうですね。到着いただけるように用意いただければ。ですから金曜日にお出しいただければ。
議長（会長）	ファクスか、あるいは郵送で、そのままここで書いたものを返送していただくような格好でもいいです。そのページだけあれば何とか分かりますから。ファクスの場合にはそのページだけファクスで、上に委員の名前を書いていただければ分かりますので。そうすれば、このところというご意見を審議にかけさせていただきたいと思います。
長谷川委員	このパブリック・コメントの実施結果ではないことで、1つだけお話をさせていただきたいと思います。 ここにはないんですが、個人情報の保護ということで、第7章になるわけでございます。実は昨年、高齢者安否確認に関わる条例を作ったという、大阪の池田市のお話を聞いてきました。 平成23年1月1日より施行されたということで、市から民児協に情報提供されたそうでございます。なかなか民生委員として、教えて欲しいと役所に願い出てもいるんですが、本人の承諾がなければ教えられないということで、ずっときているわけでございます。 大阪の池田市では、市から民児協に住所、氏名、年齢、性別、お一人暮らしの方とか、障害のある方、そういうような方の情報提供をしているというお話でございました。 その条例を作る、条例で決められたということでございますので、市が責任を持つということだということでお話も聞いてきました。 お一人暮らしの高齢者の方が亡くなって、年金の不正受給が分かりました。それも民生委員から行政が知ったことです。行政が把握したことではなく、やはり民生委員が行政につないだということ。 行政としても、民生委員にぜひそういう情報をという声が上がっておりますことを、この場を借りてお話しさせていただきます。 なかなかその時にお話しできなかったのですが、何かそれを、大阪の池田市ではそういうふうに条例にもう掲げてあるというところもあるわけですので、ぜひできればいいなと思っています。
議長（会長）	池田は何で条例を作ったかという、条例を作らないと開示ができ

発言者	会議のてん末・概要
<p>佐世委員</p> <p>議長（会長）</p> <p>長谷川委員</p> <p>議長（会長）</p> <p>藤岡委員</p> <p>事務局 （小澤課長） 議長（会長）</p>	<p>ないので作ったんです。</p> <p>自治基本条例で作るではなくて、もし開示するのであれば、開示の条例を作らないと駄目です。ここで、それを謳うということはありません。個別の話を入れていくということになるので。</p> <p>自治体も出したくないのではないんです。自治体も嫌がっているのではなくて、制度上、それは個人情報保護法という法に基づいて、それを守らないような自治体の条例はできませんから、それを守っているということなんだと思います。</p> <p>そのために、条例化をするということを敢えてしたわけです。ですから、この自治基本条例ではなくて、そういうことを載せるというのは、その分野で言っていないと。駄目だと言っているのではないです。ここでそれを認めるというと、では他のものも全部どうだとかという話になってしまうんです。</p> <p>個人情報保護条例で、例外を入れておくかどうかということですね。</p> <p>おっしゃることは本当によく分かるし、私自身、そういう仕事をしていきますので、そういうのはよく分かります。</p> <p>けど、自治基本条例とは少し違うんです。</p> <p>はい。なかなか、こういうお話をする機会がなくて、皆さんにお聞きいただければと思ひまして。</p> <p>それなら、よろしいですか。</p> <p>10日の確認ですが、場所はここでもよろしいんですか。</p> <p>最後に申し上げようかと思ったんですが。</p> <p>場所は市役所ですよ。</p> <p>開始の30分ぐらい前に作業部会の委員で、さっき言った文書を確認することになりますので、委員は少し早めに招集がかかります。</p> <p>ではそういうことで、よろしくお願ひいたします。</p>
4 その他	
<p>司会（小澤課長）</p>	<p>よろしいですか。ありがとうございました。</p> <p>再度、確認させていただきます。次回、第6回の会議でございますが、10月10日、月曜日、午後6時から、また詳細は事務局から通知いたしますが、基本的には市役所で、おそらくこの部屋が空いていれば、同じ部屋で取りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、改めてご通知を申し上げたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
5 閉会	
<p>司会（小澤課長）</p>	<p>それでは閉会の挨拶を大豆生田副会長にお願ひしたいと存じます。副会長、よろしくお願ひいたします。</p>

発言者	会議のてん末・概要
大豆生田副会長	本日も活発な意見交換、ありがとうございました。 これにて、第5回策定審議会を終了したいと思います。どうもご苦 労さまでした。
司会（小澤課長）	ありがとうございました。本日の会議は以上をもちまして、終了と いたします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成23年11月10日

委員 田 中 好 三

委員 鈴 木 弘 道